

一 發生ノ場所 記

(1) 本社 日本橋區蛸壳町ニ、一
(2) 工場 向島區吾嬬町ニ、一
二 事業主側

名 称 東京モスリン紡織株式會社 龜戸工場
事業主 社長 鶴見左右雄 工場長 藤田貫治
資本金 一千七十万二千六百圓

事業 業 綿布紡績
系 統 ヲシ

使用労働者 男ニニ六 女九四ニ 計一、一六八名

三 労働者側

爭議參加者 全員

所屬並應援組合 龜戸工場工友會及全勞日本紡織労働組合 龜戸支部

四 發生ノ時 七月八日

五 解決ノ時 八月十四日

六 發生ノ原因

本年七月九日勞務案一三六五號ヲ以テ既報ノ職員福岡留ニ及見廻監督女工柏トリノ兩名排斥ニ關スル労働爭議ニ際シ六月十六日午前零時四十分頃豫テ柏トリニ反怒ヲ有スル女工數名カ同人ノ寢室ニ忍ビ入り就寢中ノ柏ヲ殴打全名十五日間ノ不機嫌ヲ負ハシメタル暴行事件アリ當時關係者女工九名ヲ所轄吾嬬署ニ檢挙同月二十二日第貳解決ト同時ニ書類ハミヲ送致身柄釈放セラルカ會社ハ右暴行者中四名ヲ就業セシム他ハ
松本タイ 石野アキ 高桑ヨシ
高橋テツ 衣川キヨシ

五名ニ對シ七月五日任意辭職セサルニ於テハ懲戒解雇ヲ為ス
ハ大旨言渡シタルニ發端同月八日工友會幹事會ヲ開催解雇絶